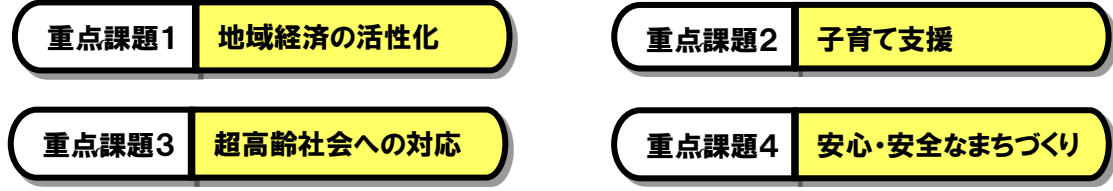


「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題

人口減少や少子化、高齢化が急速に進む社会情勢においても、都市としての持続性を確保し、次の世代へ向けて更なる発展を遂げるためには、市民が幸せに暮らし、更には人や企業に選ばれるまちへ向けた取組が必要です。本市を取り巻く状況を踏まえ、引き続き、次の4点を本市が抱える重点課題として捉え、その課題に対応する施策として重点施策を基本計画の中に位置付けます。



将来展望

(1)人口の展望

これまで、本市の総人口は、製造業を中心とした産業の集積や大学の立地、土地の有効活用などにより増加を続けてきましたが、平成22年をピークに減少傾向に転じており、平成31年1月1日現在では、25万7,879人となっています。本市は人口減少の最中にあり、今後も加速的に進むとみられます。

人口減少は、地域経済の低迷による生活の利便性、地域の魅力の低下や雇用への影響を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。

本市の地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業の発展を支援するとともに、少子化対策などのまちづくりを進め、更には、まちの魅力を磨き、高めることにより本市への愛着や誇りの醸成を図ることで、出生や人の流れの状況に変化が生じると考えられます。

本市の将来人口は、合計特殊出生率が改善し、社会移動が均衡すると、令和42年に約19万7千人になると推計され、何も対策を講じない場合の将来人口推計と比較すると、約2万2千人程度多くなり、人口減少が緩和すると予測されます。

(2)土地利用の考え方

本市は平塚駅を中心に都市基盤の整備を進め、商・工・農業の均衡のある産業基盤を築いてきましたが、近年、中心商業地の活性化や工場の移転及び進出への対応などに加え、人口減少・少子高齢化といった人口構成の変化や大規模災害への対応、また、適切な管理がされていない空家などへの対応が求められています。

既存の都市構造を活かしつつ、持続可能なまちづくりの骨格を形成するため、平塚駅周辺の中心市街地（南の核）とツインシティ大神地区（北の核）の整備、そして2つの核を結ぶ南北都市軸の強化と整備、さらにひらつか海岸エリアの整備を進めるとともに、平塚駅から海岸へのシンボル軸の活性化を図ります。

また、相模川から相模湾、西部の丘陵につながるみどり・水辺ゾーンや田園ゾーン等で都市の骨格やその周辺の市街地を包み、自然環境と都市環境が調和し、美しい景観で快適に暮らせる都市、災害に強い都市を目指します。

さらには、都市の活力を未来へ持続するため、各生活圏への機能集積を図ることにより多極的に諸機能を分散させたコンパクトシティをめざすとともに、各生活圏間の公共交通ネットワークを維持・強化することにより、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を図ります。

総合計画の実現に向けて

厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市のすぐれた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくとともに、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークになる2040年を見据え、SDGsを意識した持続可能な行政運営の推進に向けて、次の5つの視点を基本姿勢として、まちづくりを展開していきます。

- (1) 誇りと愛着を持てるまちづくり
- (2) 市民や企業等との協働によるまちづくり
- (3) 行政間の連携によるまちづくり
- (4) 効率的・効果的な行政運営によるまちづくり
- (5) 人口構造の変化を見据えたまちづくり

なお、基本計画に掲げる施策や、実施計画に掲げる事業を着実に実行し、次の世代へたしかな平塚をつなぐために、PDCAサイクルの手法を取り入れた進行管理を行い、成果を定期的に測定し、事業の改善・効率化を図ります。

平塚市総合計画～ひらつかNEXT～改訂基本計画の策定趣旨

総合計画とは、将来どのようなまちにしていきたいのか、またそのためにどのように取り組んでいくのかについて、総合的・体系的に取りまとめたものであり、市政運営の基本となる方向性を示した本市の最上位の計画です。

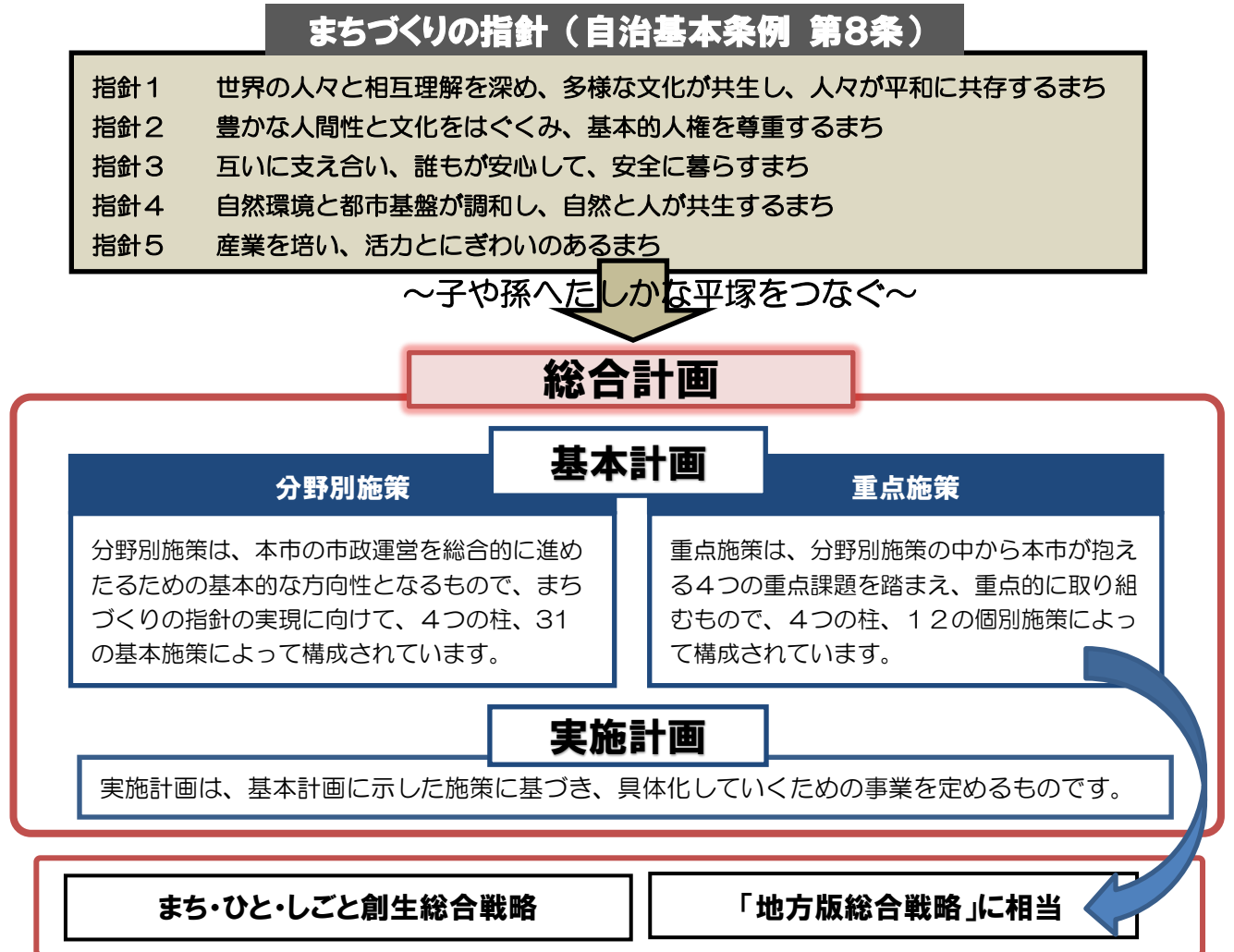
本市では、市政運営の総合的指針として、平成28年度から平成35年度（令和5年度）までを計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」を策定し、次の世代にたしかな平塚をつなぐため、31の基本施策と、その中から重点的に取り組むべき施策として抽出した12の個別施策を推進してきました。

この度、平塚市総合計画～ひらつかNEXT～の計画期間が、中間年を迎えたことから、新たな課題や住民ニーズ等に対応するため、基本計画の見直しを行います。また、本市の重点施策は、地方創生の実現に向けて国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案した地方版総合戦略に相当するものとなっており、今回の改訂にあたって、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定めのあるSDGs※に対する認識を示します。

※ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

総合計画の構成と計画期間

市民の参加と協働、そして、その前提となる情報共有を自治の基本原則とした平塚市自治基本条例では第8条にまちづくりの指針を示しており、総合計画はまちづくりの指針に基づき、『基本計画』－『実施計画』の2層で構成されています。今回の見直しにより策定する「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～改訂基本計画」は、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とします。

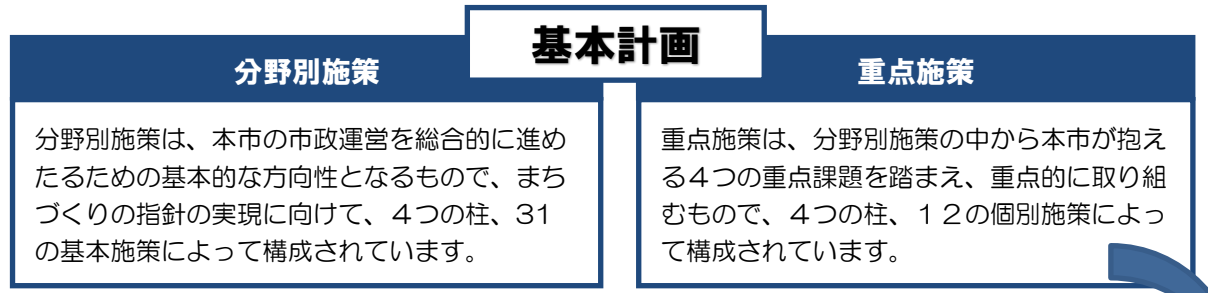


まちづくりの指針（自治基本条例 第8条）

- 指針1 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまち
- 指針2 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を尊重するまち
- 指針3 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまち
- 指針4 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまち
- 指針5 産業を培い、活力とにぎわいのあるまち

～子や孫へたしかな平塚をつなぐ～

総合計画



実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体化していくための事業を定めるものです。

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「地方版総合戦略」に相当

基本計画の体系図

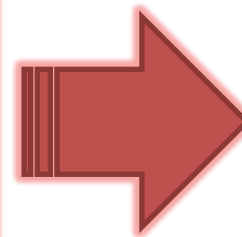
基本計画は、分野別施策と重点施策で構成します。

(1)分野別施策

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、自治基本条例で定めたまちづくりの指針の実現に向けて、4つの柱を掲げ、31の基本施策で構成します。

子どもや孫へたしかかな平塚をつなぐ

柱(4)	分野別施策 基本施策(31)	重点施策			
		I	II	III	IV
1. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり	1-① 子どもの学びを充実する		●		
	1-② 教育環境を充実する		●		
	1-③ 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する		●	●	
	1-④ 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する	●	●		
	1-⑤ 青少年の健全育成を推進する		●		
	1-⑥ 活発な市民の交流を促進する		●		
	1-⑦ 平和意識の普及・啓発を推進する		●		
	1-⑧ 人権尊重・男女共同参画を推進する		●		
2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり	2-① 子育て支援を充実する		●		
	2-② 健康づくりを推進する			●	
	2-③ 地域福祉を充実する			●	
	2-④ 高齢者福祉を推進する			●	
	2-⑤ 障がい者福祉を推進する			●	
	2-⑥ コミュニティ活動を促進する			●	
	2-⑦ 防災対策を強化する				●
	2-⑧ 災害に強いまちづくりを推進する				●
	2-⑨ 日常生活の安心・安全を高める				●
	2-⑩ 消防・救急体制を強化する				●
3. 自然と人が共生するまちづくり	3-① 環境にやさしいまちづくりを推進する				
	3-② 自然環境の保全を推進する				
	3-③ 循環型社会の形成を推進する				
	3-④ 快適な生活環境の形成を推進する	●			●
	3-⑤ 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する	●			
	3-⑥ 交通の利便性を高める	●		●	
4. 活力とにぎわいのあるまちづくり	4-① 産業の活性化を促進する	●			
	4-② 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する	●			
	4-③ 工業を振興する	●	●		
	4-④ 農業・漁業を振興する	●			
	4-⑤ 観光を振興する	●			
	4-⑥ 雇用の確保と働きやすい環境づくりを推進する	●	●		
	4-⑦ 新たな産業拠点の形成を推進する	●			



(2)重点施策

重点施策とは、分野別施策の中から本市が抱える4つの重点課題を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出し、新たに位置付けたものであり、4つの柱を掲げ、12の個別施策で構成します。そのため、重点施策は分野別施策を横断的に構成するものとなります。

なお、この重点施策は、地方版総合戦略に相当するものとなっているため、SDGsの各ゴールとの関連を整理しています。

柱(4)	個別施策(12)	重点施策	
		I	II
I. 強みを活かしたしごとづくり	I- (1) 基幹産業の競争力を強化する 【主な取組】 ●企業の施設整備や新規雇用に対する支援 ●ツインシティ整備の推進		
	I- (2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる 【主な取組】 ●起業家や担い手（農業者・事業者等）の育成支援 ●中小企業者に対する販路開拓の支援や融資・経営改善の相談		
	I- (3) 地域資源を活かした新たな事業を創出する 【主な取組】 ●産業間の連携の場の創出 ●市民団体との協働による着地型観光の推進		
II. 子どもを産み育てやすい環境づくり	II- (1) 若い世代の結婚・出産を支援する 【主な取組】 ●妊婦・乳幼児の健診・教室や相談事業などの実施 ●産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施		
	II- (2) 安心して子育てができる環境をつくる 【主な取組】 ●保育所等の運営・施設整備への助成 ●民間保育所保育士確保の支援		
	II- (3) 子どもの健やかな成長を支援する 【主な取組】 ●地域子育て支援拠点事業の推進 ●子どもの相談・生活助言・学習支援や適切な支援へのつなぎ		
III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり	III- (1) 高齢者が活躍する機会をつくる 【主な取組】 ●高齢者の地域貢献活動や余暇活動の支援 ●住民相互の支え合いや交流活動の活性化の支援		
	III- (2) 健康寿命を延ばす取組を推進する 【主な取組】 ●健康長寿の延伸に向けた健康増進と介護予防の推進 ●特定健診・がん検診の受診率向上		
	III- (3) 高齢者が地域で安心して暮らせる環境をつくる 【主な取組】 ●地域包括ケアシステムの深化・推進 ●共生と予防を目指す認知症総合対策の推進		
IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり	IV- (1) 災害に強い地域づくりを推進する 【主な取組】 ●自助・共助・公助の連携などによる地域の減災対策推進 ●浸水しないまちづくりに向けた総合的な浸水対策の推進		
	IV- (2) 犯罪や消費者被害を防止する 【主な取組】 ●防犯活動・防犯設備の充実 ●安心・安全な消費生活の推進		
	IV- (3) 交通安全対策を推進する 【主な取組】 ●交通安全対策の推進 ●自転車を利用しやすい環境づくり		